

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【会社名】	丸尾カルシウム株式会社
【英訳名】	Maruo Calcium Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 源吉 嗣郎
【本店の所在の場所】	兵庫県明石市魚住町西岡1455番地
【電話番号】	078(942)2112(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 今井 一史
【最寄りの連絡場所】	兵庫県明石市魚住町西岡1455番地
【電話番号】	078(942)2112(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 今井 一史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第68回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額 67,426,698円

剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月29日

第2号議案 株式併合の件

併合の割合

当社普通株式について、5株を1株の割合で併合

株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

8,000,000株

第3号議案 定款一部変更の件

株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を現在の40,000,000株から8,000,000株に減少させるとともに、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものであります。また、これらの変更の効力は、株式併合の効力発生日をもって生ずる旨の附則を設け、同日をもって削除するものといたします。

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたため、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても同契約を締結することが可能となったことに伴い、定款第29条及び第36条を変更するものであります。

第4号議案 取締役3名選任の件

取締役として、深津秀郎、柴田洋志、安田義直の3氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	8,783	8	0	(注)1	可決(99.18%)
第2号議案	8,777	14	0	(注)2	可決(99.11%)
第3号議案	8,776	15	0	(注)2	可決(99.10%)
第4号議案				(注)3	
深津秀郎	8,782	9	0		可決(99.17%)
柴田洋志	8,782	9	0		可決(99.17%)
安田義直	8,773	18	0		可決(99.07%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上